

生活介護事業所 奏楽 平成31年度 事業計画書

『人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。童里夢（奏楽）では障害を持つ人も持たない人も互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現していける場でありたい。その自己実現こそが創造であり、生産である』共感と共生の社会づくりを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立（律）の様々な形を認める。また、一人ひとりの持っているストレングス（本人の強み）に着目し、得意なことを伸ばす視点での支援、環境設定を行なう。

奏楽のテーマ・・・『みんなで笑顔あふれる事業所をつくろう！』

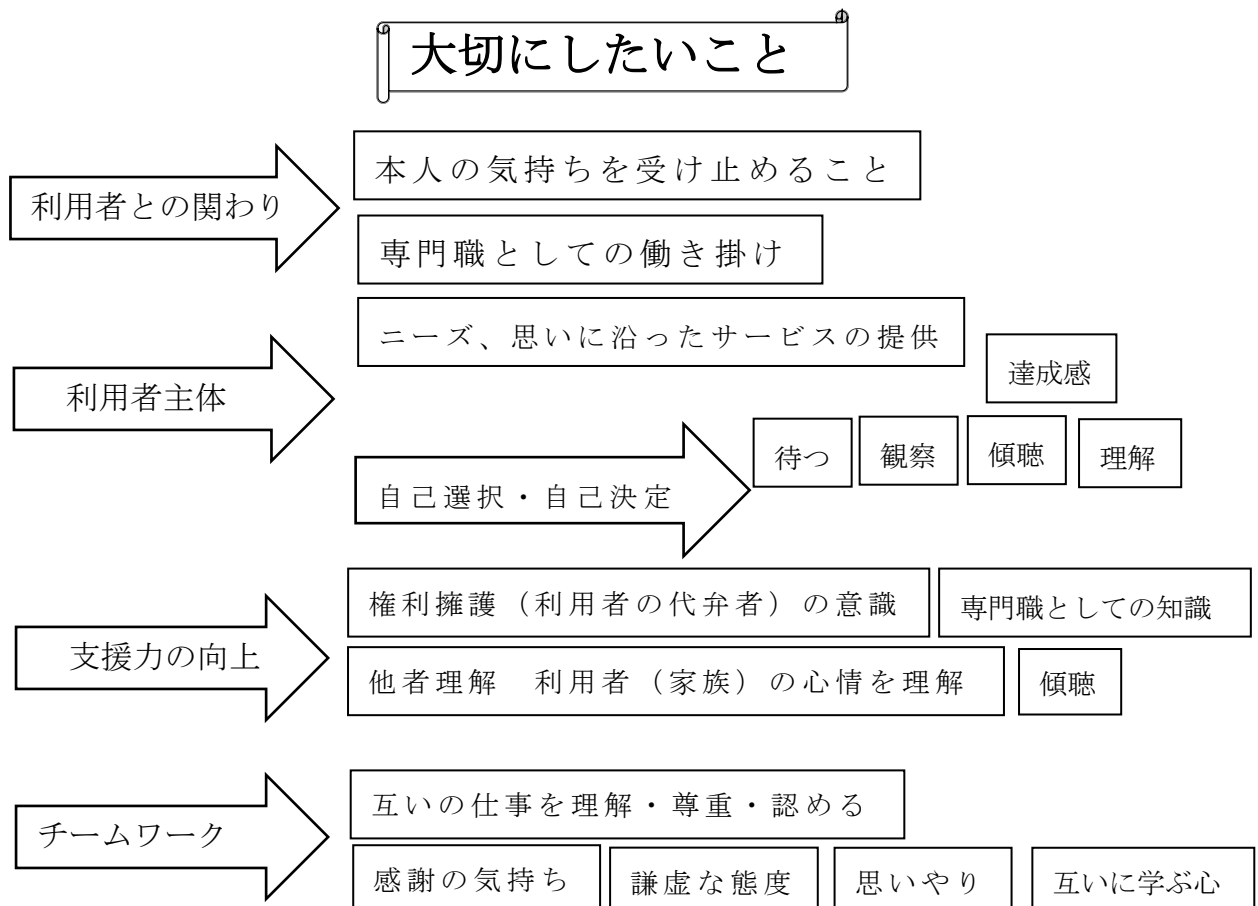
1. 事業運営

事業所が開所して5年目を迎え、過去の評価・反省等を踏まえて、事業運営（職場環境、支援体制、他）、サービス（生産活動、日中活動、利用者支援、他）の質の向上等さらに充実させる。

地域に開かれた事業所として、地域住民との交流、行事への協力・参加を積極的におこない、石巻校区・金田区と共に歩みながら、発展していく事業所づくりに努める。

多機能型事業所童里夢をはじめ、法人内事業所と協力の事業展開、日中活動の組み立てをおこない、運営基盤を強固で、充実したものにする。

利用者の思いを受け止め、障害の重さ、障害特性にも配慮ながら、多様な日中活動種目を設定し、支援者との関わり、日中活動への参加を通して、「新しく知る」「自分で考える」「選択する」「表現する」を仲間と共に経験することで利用者一人ひとりがエンパワメント（自立性を促し、問題や課題を解決する技術能力を獲得する）されることを支援の基軸とする。生産活動を中心とした事業運営を行いながらも、クラブ活動やグループ活動等の余暇活動を幅広くおこなうことで、生活介護事業所としての日中活動にメリハリをつける。



2. 重点課題

安定した事業運営のための基盤づくりを第一の課題とし、支援力の向上を含めサービス全体の質を高め利用者及び、家族の満足度向上に努める。また、利用者の定員の充足を図るための努力、工夫を継続して行う。

1. 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

中期的視点を用いて事業運営、体制づくりをおこなう。多機能型事業所童里夢、地域生活支援センターすたあと、共同生活支援ぱあとなあの法人内各事業所と連携を行い柔軟で強固な協力体制づくりをすすめる。

職員配置、生産活動、その他の活動種目については3ヶ月毎に評価、検証し必要に応じて見直しをし、よりよい環境作りをおこなう。

職員体制、支援力、事業内容とのマッチング等を考慮しながら、新規利用者の受け入れを積極的に行い安定した事業運営基盤作りを行う。

2. 利用者サービスの拡充

『どんなに重い障害があっても立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらし、いていける社会をつくる』という理念のもと生産活動を中心とした組み立てを行う。加えて、多様なクラブ活動や、日課としての

体力づくりの提供などの日中活動も充実を図り、メリハリのある支援を行う。利用可能日を、年間開所日の253日に2日間のグループ活動日を加えた255日を開業日に設定し利用者の様々なニーズや、新たな楽しみの発見の機会など、より充実した生活を送ることが出来るように支援する。

生産活動への利用者の関わりを増やし、必要に応じて、早出、残業を依頼する。バザー等の外部販売にも可能な限り参加・協力（出勤扱い）を求め、自分たちで作った（育てた）商品をお客さんに対面で販売し触れ合うことで、作る（育てる）喜び、充実感を味わえるように支援する。

また、工賃の増額が可能となるような生産活動を常に考え、一人ひとりのストレングスを生かして障害の重さに関わらず輝いて生産活動に関われるように適時改善を行う。また、地元への感謝、交流、利用者工賃の向上を目指して年2回イベントデーと年3回の屋台デーを行なう。顔の見えるイベントを行うことにより充実感、達成感を得られるようにする。

送迎については、全ての希望者を対象として行う。ルート等については適時改正し、より利用しやすい環境を整えていく。

3. 人材育成／支援力の向上

事業所の役割、責任を理解（日中活動種目は手段であり、目的ではない）し、権利擁護、エンパワメントの視点、対人支援の観点から専門職として事業運営の基軸が利用者支援の中心にあることを理解し利用者に働き掛ける。また、利用者一人ひとりの障害特性・特質を理解した上で、本人への合理的配慮を心掛けた支援環境を整えていく。

計画的な研修（OJT・OFFJT）への参加、WEB講義を用いて、職員一人ひとりのスキルを高め、復命書、職員会議内での研修報告を通して有益な情報を職員全体で共有し支援力の向上を図る。

法人内の委員会活動を通して、社会モデル（「障害」は障害者ではなく社会がつくり出しているという考え方）、当事者の関与、合理的配慮、BCP、リスクマネジメント

ト等に関する基本的知識の浸透、意識の向上を図る。

各種会議（職員、支援、作業班等）や、職員の個人面談を通して、チーム、個人への役割、目指すべき方向性を確認し事業所として統一した支援を行う。

生産活動

利用者一人ひとりが、『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』・具体的な目標として

- ① 自信や誇り達成感を得ること。
- ② 意欲や態度において前向きな変化が引き出され人としての成長がもたらされること。
- ③ 社会参加がより進んでいくこと。
- ④ 工賃の向上により生活の幅を拡げること。

奏楽では生産活動種目として、喫茶店の運営、焼き菓子等の自主製品の製造・販売、農作業、委託作業を設定し、生活スキル全般を養い高める手段と位置づけて支援者は専門性を用いて利用者一人ひとりあった方法で働きかける。

喫茶部門は、地元の作家の手作り品の展示販売、ギャラリーとしての機能も活用する。新たな顧客開拓のため、ランチ本等の広告媒体も用いる。メニューについても、利用者が関わり易いことを前提としながら、客層、ニーズ、価格設定、季節感などに配慮しながら適時改善を行なう。また、定期的なイベントや、各種教室（手芸、クラフト、耳つぼ、リンパマッサージ等）を開催し地域の喫茶として魅力的で、地元の人たちが集まり易い環境を整える。

焼き菓子部門は、喫茶で提供するパンや、定番の焼き菓子、季節感をもった商品を製造・販売する。また既存の一般店舗での委託販売を行い環境が整い次第販路を拡大する。職員配置を整え、利用者の製造スキルの向上に努める。また、外部バザー等での販売も積極的に活用し顔の見える販売を行い、達成感を感じられるような環境を整える。

農作業部門は、地域の特性を生かして、遊休農地を拝借、拡大し、地元の住民にも協力を依頼するなど地域を巻き込んだの活動を行う。農作物は自然栽培を推進し、健康及び環境への配慮を行う。収穫した農作物の加工にも挑戦し閑散期の仕事づくりや、付加価値を高めての販路の拡大を行う。生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化を目指す。（重点作物としてブルーベリー、サツマイモ、落花生）顔の見える対応をすることで、利用者の充実感、達成感、地域住民の信頼を得られるようにする。

委託作業部門は、多様な作業を行うことにより、本人のやりがいや、作業能力の発見・向上を目指す。

生産活動種目ごとに年間売上げ目標金額と目標工賃支給額を設定し、支援者は、利用者工賃の支給額の改善にも目を向け、年金と合わせて、必要額といわれる工賃向上（月3万円）を段階的に目指していく。

生産活動種目	年間目標売上（円）
Café 奏（かなで） OYATU 工房という	4,300,000 円
楽2（らくらく）	2,120,000 円
目標工賃額（月額）	8,000 円以上

喫茶部門：「Cafe 奏（かなで）」

店舗（喫茶室・ギャラリー）運営 飲み物・軽食の提供（可能な限り、楽²で栽培した野菜等、地元の食材を使用する） 地元作家による手作り品の委託販売 自主製品の販売 委託作業 クラブ・余暇活動

自主製品部門：「OYATU工房という」

焼き菓子等の製造（可能な限り、楽²で栽培した農作物、地元食材を使用）・販売（バザー、一般店舗等での委託販売を含む） 喫茶部門へのパンなどの提供 クラブ・余暇活動

軽作業部門：「楽2（らくらく）」

自然栽培に特化した農作業（生産、加工、販売）、軽作業（委託作業）、クラブ・余暇活動

クラブ・余暇活動

生産活動を日中活動の中心に据えながら、計画的にクラブ・余暇活動を実施する。

クラブ・余暇活動は、全ての利用者が主体的に選択・参加できるよう支援者は個別に配慮する。クラブへの参加を通して、豊かな表現力や想像力を養い高め、身体を動かすことで心身の活性化を図り健康を維持（身体機能の維持・向上）する。

体験的な特別活動を通して、「学ぶ・触れる」楽しさを味わうことができる。運動不足の解消のため、日課としての体力づくりをおこなう。

3. 利用者支援

■ 個別支援計画

サービス等利用計画との統一（目標・課題の共有）を図る。個別支援計画は、ストレンダスに着目した作成を行い、内容に基づいた統一された支援を行なう。モニタリング、評価を通して利用者一人ひとりの思いを職員間で共有する。個別面談、家族見学日等を適時設定し、変化する利用者ニーズに迅速に対応する。

事業\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C						E

凡例) P：個別支援計画作成 C：モニタリング E：評価
A：アセスメント（利用開始前）

■ 諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、事業内外において地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

グループ活動日を年2回設定し、本人の希望を考慮した活動を行う

クラブ活動（絵画、茶道、カラオケ、書道、太鼓、ダンス、さをり等）

日帰り旅行、自由活動、福祉の店への参加、他事業所の見学等

忘年会、初詣、行事・イベントへの参加、ミニイベントの開催

■ 事業所外生活支援：宿泊体験（自律生活訓練）

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して、利用者の地域生活移行に向けた意識、生活能力を高めると共に、グループホームの体験利用等

へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、多機能型事業所童里夢、地域生活支援センターすたあとと協力して調整する。

■余暇活動支援

地域生活支援センターすたあとをはじめとする他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連絡調整等、利用者の余暇活動をサポートする。グループ活動日を設定し、事業所外の活動を通して地域社会との繋がり、体験を通して生活の幅を拓げる工夫をおこなう。

■家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう協力、支援する。

家族からの要望等を適時、受けることのできるしくみ、体制を整える。

1. 家族との協力

定期的に事業の説明・報告会を開催する。

家族間の親睦、交流、意見交換等が活性化するよう協力し、担当職員を配置する。

2. 情報共有

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（4月：新規利用者、及び希望者）

家族面談（年2回4月は全員、9月は希望者）

見学日の実施、設定（希望者）

満足度調査の実施（年1回）

3. 研修会・学習会の開催（共催）

家族が希望する研修会・学習会等の企画・立案に協力する。

4. 行事の共同運営、他

事業所の行事（ミニイベント等）に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画していただくことで家族との協働意識を高める。

4. 保健衛生・給食

■保健衛生・健康管理

奏楽の利用者、及び支援者の健康維持・増進を図る。

日々の観察、健康管理により、疾病の予防と早期発見に努める。

体調不良時は、静養室を活用し、本人の休息、感染防止に努める。

定期健康診断の実施

1月：問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

嘱託医（心療内科／精神科）による面談の実施（1回／3カ月）

毎朝・毎月の健康チェック 毎月1回の血圧・体重測定

歯磨き支援

感染症対策：新型インフルエンザ マスク・消毒器機等、備品の整備

■給食

実費（材料費・光熱水費）徴収の上、利用者に給食を提供する。

※多機能型事業所童里夢にて調理（クックサーブ）食事提供加算あり

利用者の嗜好や希望を参考にし、個人の嚥下機能等に応じた形態を考慮し食事を提供する

る。食環境を整え、食事の時間が心を和ます憩いの時間となるようにする。給食については現在、白米の量を100～250gの範囲で調整を行っている。今後については、カロリー計算（栄養士によるメニューづくり）、特別食の提供等を目標とする。

5. 地域活動

利用者の生活を支える支援は事業所内で完結するものではない。地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能の還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め事業所の開放と社会化を推し進める。

■地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

1. 積極的なボランティアの受け入れ
定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応
2. 特別支援学校 生徒の「職業体験」「現場実習」等受入
3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」
地域小・中・高校生徒の「福祉体験学習」、「職業体験」等受入
愛知大学、創造大学など近隣大学と連携し、地域貢献活動を行う
4. 日中一時支援事業利用対象者の受入
特別支援学校生徒、不就労などの在宅知的障害者で、本人の通勤・通所場所のない人達、及び利用希望者を多機能型事業所童里夢と協力して受け入れる。
5. 権利擁護
法人第三者委員と連携・協力して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める工夫をおこなう。
障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。
事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケート（満足度調査）の実施、及び相談日を設定する。

■広報活動

1. 機関紙（どりにむメッセージ）の編集協力
※法人で編集委員会を組織し編集方針をもとに編集・発行
定期刊行 年3回（7月・11月・3月）
2. “法人HP”（doriimu.net）
『豊橋どすごいブログ』『LINE@』生活介護事業所カフェ奏
リアルタイムな情報発信
『東三河モーニング街道』『ランチ本』
定期的な情報発信
3. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

■地域交流事業

1. 地域（地区・校区）等行事への参加
豊橋祭り、いきいきフェスタ、石巻校区文化祭、善意フェスティバル等への参加
2. 他施設・事業所、民間団体との交流
知的障害者福祉協会、各連絡協議会への参加・協力、他
3. 隣接保育園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流
文化祭等への参加、職業体験、実習等の受け入れ、他
4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

地元の大学、社会福祉協議会、豊橋善意銀行、ボランティア団体との交流・協力

6. 環境整備

常に魅力的な事業所、店舗であることを心掛け、全ての人に快適な場所となるように備品類、建物管理・整備を通して活動環境を整えることに深く留意する。

体力づくりと併せての道路のゴミ拾いは、地域社会への貢献として定期的に行なう。

1. 計画的な建物管理・保全 備品・機器類の適切な管理
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施（年5回）
2. 事業所周辺の管理（避難経路の確保、危険物の除去、ゴミステーション、敷地外駐車場の管理）
3. 店舗内美化 ギャラリースペースの活用
4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
5. 公用車管理 車両清掃（内外）

7. 防災計画・安全管理

災害時に利用者を保護することを目的とし、利用者、及び支援者に対して各種訓練・教育をおこない、災害（防災）に対する意識を高めることで、ソフト、ハード両面から防災対策の強化・拡充を図る。また、重点課題・目標として、BCPを法人内事業所と連携して推進する。

内容	実施日
防災訓練	偶数月
防災学習	奇数月
総合防災訓練/引き取り訓練	3月
防災・安全備品等の整備	年度末
非常食の保存・管理	年度末
防災自主点検実施	毎月

8. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援が求められる。

専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。復命書、研修報告を通して、研修で獲得した成果を職場全体に還元できるしくみを整える。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

1. 事業所外研修 県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加
他施設・事業所での職場体験
2. 事業所内研修 OJTサポート研修、ローマネジメント研修
虐待防止研修、指定研修報告等
法人全体研修（4回/年）
3. 職域関連研修 指定研修及び職員希望により考慮
4. 自己啓発研修 指定研修及び職員希望により考慮
資格取得のバックアップ

9. 会議・委員会

事業所単独では難しい『緊急ではないが重要な事』を法人全体の委員会活動として掘り下げて計画的に取り組む。より魅力的な法人運営体制作りにも参画する。多数の職員が事業所間を横断しての取組みをすることにより、セクト化を防ぎ法人としての一体感、仲間意識の向上、他事業所の理解を推進する。

横断的な会議・委員会	内容	参加対象	頻度
経営会議 1	法人運営、施設整備	経営幹部	月 1 回
経営会議 2	事業運営、予算、中長期計画	経営幹部	月 1 回
管理者会議 1	事業所連絡、調整、職員の質の向上	管理者	月 2 回
管理者会議 2	事業運営確認	管理者	年 4 回
事務員会議	事務業務の確認、統一	事務員	年 4 回
権利擁護委員会	権利擁護関連	事業所代表	年 4 回
広報委員会	めっせーじ作成、HP更新	事業所代表	年 3 回
公益的取組み委員会	公益的取組みの立案、実施	事業所代表	年 6 回
職員親睦委員会	職員の親睦企画	事業所代表	年 4 回
防災委員会	防災関連、BCP推進	事業所代表	年 4 回
HACCP委員会	HACCPの導入	食品製造に関わる作業班代表	年 6 回
業務改善会議	事業運営についての課題、検討、整理	日中事業所正規職員	月 1 回

事業所内会議	内容	参加対象	頻度
職員会議	事業所運営、利用者支援、予定、作業班状況	全職員	月 1 回
支援会議	利用者支援	全職員	月 1 回
班長会議	作業班間の連絡、調整、事業所運営	班長	月 1 回
作業班会議	作業班の生産活動、利用者支援検討、確認	作業班職員	月 1 回

10. 苦情解決

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に据える。

苦情解決規程に則り、奏楽が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決する

ための体制を整備する。

利用者の権利を守り、奏楽が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護委員会の活動を通しての啓蒙活動（セルフチェック、研修、他）、

事業所内に苦情解決ボックスを設置し、利用者ミーティング、個別相談、及び家族相談日を設けることで、利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。